

## 核兵器禁止条約成立に向けた積極的努力を求める意見書

今年、広島、長崎両市に原爆が投下されてから73年目になるが、核兵器の恐ろしさを体験した被爆者を初めとした、国民の「核兵器のない世界」の実現という悲願に向かって、世界は大きく動いている。

核兵器禁止条約についての交渉を行う国連の第1会期が終了し、6月中旬から始まる第2期会期において核兵器禁止条約案が審議され、7月7日までに採択される予定となっており、画期的な局面を迎えている。

我が大崎市は、平成22年3月31日、「平和希求のまち大崎市宣言」を行っているが、その中で、「私たちは、わが国が唯一の被爆国として、あの惨禍を繰り返さないよう非核三原則の堅持とあらゆる国の核兵器廃絶を訴え、次の世代に平和な日本と郷土を引き継ぐため、恒久平和を実現する」ことを誓っている。

については、日本政府が、核兵器禁止条約に関する国連の交渉の場に参加し、積極的役割を果たすことを強く求めるものである。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成29年7月3日

宮城県大崎市議会議長 門 間 忠

内閣総理大臣  
外務大臣  
衆議院議長  
参議院議長

} 殿